

『スタートアップ IFRS』

正誤のお知らせ

標題図書の記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

〈28 ページ 10 行目～、練習問題 7・選択肢 4.〉

[誤]

4. IAS1 では、財政状態計算書上掲記しなければならない項目について規定されているが、借入費用については、包括利益計算書上の項目であるため、財政状態計算書上に区分掲記する必要はない項目と識別されている。

[正]

4. IAS1 では、財政状態計算書上掲記しなければならない項目について規定されているが、一定の要件を充足した借入費用については、財政状態計算書上に区分掲記される項目として識別されている。